

## 「平成 26 年度緑の少年団育成業務委託」特記仕様書

- 1 委託名称 平成 26 年度緑の少年団育成業務委託
- 2 委託期間 契約の日～平成 26 年 3 月 23 日
- 3 業務箇所 佐賀県一円
- 4 実施主体 佐賀県緑の少年団連絡協議会（以下「協議会」という。）

### 5 事業目的

県内の緑の少年団（以下「少年団」という。）の団員や指導者が、野外活動を通じて相互の交流を図り、自主性及び協調性を養い、自然や緑の大切さを体感することで、環境緑化・美化活動に積極的に参加する心を培い、緑化の推進に資することを目的とする。

併せて、活動発表大会を開催し、地域の森林保全や緑化活動に優れた少年団を紹介することで、相互研鑽による資質向上を図る。

### 6 業務の内容

業務内容は下記のとおりとする【別添 1 参照】。

#### (1) 「緑の少年団地区交流大会」の開催

- ア 県内を佐賀中部・鳥栖地区、唐津・伊万里地区、武雄・鹿島地区の 3 地区に区分し、各地区 1 回開催する。
- イ 参加者は、各地区の少年団全員を対象とする。
- ウ 開催内容は、事業目的に沿った内容とし、多くの少年団が参加できるものとする。
- エ 開催日時は、各地区の大多数の少年団が参加できる日時とし、「美しい緑の郷土づくり県民運動地区推進協議会」（以下「地区推進協議会」という。）と協議のうえ決定する。
- オ 開催企画に当たっては、関係の地区推進協議会及び「美しい緑の郷土づくり県民運動市町推進協議会」（以下「市町推進協議会」という。）と協議し決定する。

#### (2) 「緑の少年団県交流大会（緑の探検学習会）」の開催

- ア 県内全域の少年団を対象に県内で 1 回開催する。
- イ 開催内容は、事業目的に沿った内容とし、多くの少年団が参加できるものとする。
- ウ 開催日時は、平成 26 年 8 月とする。
- エ 開催企画に当たっては、協議会と協議のうえ決定する。

#### (3) 「佐賀県緑の少年団活動発表大会」の開催

- ア 「緑の少年団県交流大会（緑の探検学習会）」と併せて実施する。
- イ 発表団及び審査委員については、協議会が決定する。
- ウ 開催要領【別添 2（H25）参照】に沿って、協議会と協同で大会を進行する。

## 7 業務の実施

業務の実施にあたっては、事前調査及び企画を行い、下記事項に留意し、参加者の安全確保やトラブル防止に努めなければならない。

- (1) 参加者については、関係の地区推進協議会及び市町推進協議会と協議のうえ決定すること。
- (2) 参加者の健康管理のため、看護師を配置するとともに医療機関の対応を整えること。
- (3) 参加者については、全員傷害保険に加入すること。
- (4) 開催会場及び器材等の使用に当たっては、受託者の責任で承認を受けること。

## 8 協議事項等

- (1) 委託内容及び設計図書について疑義が生じた場合は、基金と協議し、指示を受けるものとする。また、本仕様書にない事項についても同様とする。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、基金の承認を受けるものとする。
- (3) 大会開催前、終了後にはその報告を行うこととする。
- (4) 本業務における報告書は以下のとおりとし、部数は2部とする。
  - ①大会等の開催実績及び大会等毎の自己評価、参加者の意見集約
  - ②大会開催記録写真

## 9 遵守事項

- (1) 受託者は、本業務によって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務の実施にあつて、受託者による責により使用施設等に損傷を与えた場合（第三者に及ぼした損害を含む）は、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、本業務内で個人情報を取り扱う場合は「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。